

第三者による怪我等で国保の保険証を使った場合

市町村等窓口へ

届出が必要です！

例えば…

交通事故



例えば…

咬まれた

他人のペットによる咬傷



例えば…

傷害行為



例えば…

食中毒

店での食事が原因の食中毒



必ず届出をお願いします！

第三者の行為によって怪我等をして国保の保険証を用い治療をした場合の治療費は、一時的に国保が立て替えますが、本来は加害者が負担すべきものであり、加害者本人やその保険会社の情報が不可欠になります。そのため、**届出が必要**となります（届出は法令で義務付けられています）。介護サービスを利用した場合や、福祉医療も同様となります。

「傷病届」の提出により、国保の医療費適正化、国保加入者の皆様の負担軽減につながります。

